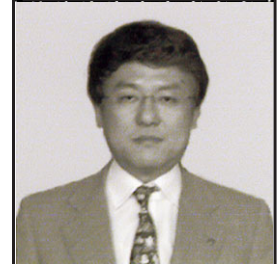




アスター



編集発行人  
河合 孝彦  
税理士  
社会保険労務士  
〒910-0019  
福井市春山1丁目9番13号  
TEL 0776(22)0897(代)  
FAX 0776(27)6199  
<http://kawai.zei-mu.com>

10月 (神無月) OCTOBER  
9日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

ワンポイント 議決権制限株式の発行限度撤廃

株式会社は、権利内容が同一の「普通株式」のほか、配当が優先するなど権利内容が異なる「種類株式」を発行することができ、議決権制限株式もその一つ。新会社法では、株式譲渡制限会社に限り、これまで発行済株式総数の2分の1までとされていた議決権制限株式の発行限度枠を撤廃しました。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月16日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年間3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日

# 雇用保険の

# 基本手当日額等の変更

変更された雇用保険の基本手当日額等が告示され、今年八月から適用されています。

基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等については、毎月勤労統計の平均定期給与額の変動に応じて毎年自動変更されます。平成十七年度の平均給与額は前年度に比べて約〇・四％上昇したことから、この上昇した率に応じて変更が行われました。主な改正事項は、次のとおりです。

1  
**賃金日額及び基本手当日額の最低・最高額**  
表1のとおり引き上げられました。

表1▶基本手当日額（年齢は基準日における年齢）

## (1) 30歳以上45歳未満である受給資格者

賃金日額	基本手当日額
2,080円以上 4,100円未満	1,664円～3,280円
4,100円以上 11,870円以下	3,280円～5,935円
11,870円超 14,200円以下	5,935円～7,100円
14,200円超	7,100円

## (2) 45歳以上60歳未満である受給資格者

賃金日額	基本手当日額
2,080円以上 4,100円未満	1,664円～3,280円
4,100円以上 11,870円以下	3,280円～5,935円
11,870円超 15,620円以下	5,935円～7,810円
15,620円超	7,810円

## (3) 60歳以上65歳未満である受給資格者

賃金日額	基本手当日額
2,080円以上 4,100円未満	1,664円～3,280円
4,100円以上 10,640円以下	3,280円～4,788円
10,640円超 15,130円以下	4,788円～6,808円
15,130円超	6,808円

## (4) 30歳未満または65歳以上である受給資格者

賃金日額	基本手当日額
2,080円以上 4,100円未満	1,664円～3,280円
4,100円以上 11,870円以下	3,280円～5,935円
11,870円超 12,790円以下	5,935円～6,395円
12,790円超	6,395円

(注) 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいいます。  
上記の表が適用されるのは、基準日が平成15年5月1日以後である受給資格者です。

2  
高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金をいう）の限度額

高年齢雇用継続基本給付金は、六〇歳到達時と六〇歳以後の新賃金月額とを比べて二五％超低下したなどの要件を満たした人が、基

本手当を受けずに就労するときに、最大で六〇歳到達日の月から六五歳に達する日の属する月までの間、雇用保険の被保険者に支給されま

す。  
一方、高年齢再就職給付金は、再就職日の前日において基本手当を一〇〇日以上残して六〇歳以後安定した職業に就き、再就職後の新賃金月額と基本手当の算定の基礎となった賃金日額に三〇を掛けた額とを比べて二五％超低下した賃金で雇用されるときなどの要件を満たしたときに、一年間（又は二年間）支給されます。

高年齢雇用継続給付の支給額は、賃金の低下率に応じて定められています。各月の新賃金月額が支給限度額以上である場合は支給されません。また、各月の新賃金月額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超える場合には、支給限度額から新賃金月額を差し引いた額が高年齢雇用継続給付となります。

この支給限度額が、三三万九、四八四円から三四万七三三円に引き上げられました。

### 3 育児休業基本給付金の限度額

育児休業基本給付金は、被保険者が、原則として一歳に満たない子を養育するための休業をした場合であつて、その休業を開始した日前二年間に、みなし被保険者期間が通算して一年以上あつたときに、支給単位期間について支給され

ます。  
本給付金の額は、一支給単位期間について、休業開始時賃金日額に、一定の日数を掛けた額の三〇％相当額です。

ただし、休業開始時賃金月額が四万六、〇〇〇円（従来は四万四、五〇〇円）が上限となります。給対象期間の額は一二万七、八〇〇円（四二万六、〇〇〇円×三〇％）（従来一二万七、三五〇円（四二万四、五〇〇円×三〇％）が上限となります。

### 4 就業促進手当の上限額

基本手当日額の変更に伴い就業促進手当（ ）をいう（ ）の上限

額が変更されました（表2参照）。

### 就業手当

職業に就いた日の前日において基本手当の支給残日数が三分の一以上、かつ、四五日以上ある受給資格者が臨時雇い（一年以内の雇用契約で就労する場合）等常用雇用等以外の形態で就業したときに支給されるもので、支給額は各就労日（継続就労の場合は、雇用契約期間により就業してない日を含む）に基本手当日額を掛け

た額の三〇％相当額（円未満の端数は切捨、表2

受給資格にかかる離職日の年齢	基本手当の上限	就業手当、再就職手当 常用就職支度手当の上限
60歳以上65歳未満	4,770円 4,788円	1,431円 1,436円
上記以外	5,915円 5,935円	1,774円 1,780円

以下同じ）です。

### 再就職手当

職業に就いた日の前日において基本手当の支給残日数が三分の一以上、かつ、四五日以上あること等の要件を満たした受給資格者が、安定した（一年を超えて雇用されることが確実であること）職業に就いたときに支給されます。支給額は支給残日数に基本手当日額を掛けた額の三〇％相当額です。

### 常用就職支度手当

受給資格者（職業に就いた日の前日において基本手当の支給残日数が三分の一未満または四五日未満）等であつて身体障害者など就職が困難な人が安定した職業に就いたときに支給されます。

### 5 失業中の労働に対する減額の控除額

失業中に労働して収入を得た場合の基本手当の減額の控除額が一、三四二円から一、三四七円に引き上げられました。

## 中小企業子育て支援助成金

中小企業子育て支援助成金が新設されました。本助成金は、育児休業、短時間勤務制度を実施する中小企業事業主（常時使用する従業員数100人以下の雇用保険の適用事業主）が、今年4月1日以降、育児休業取得者または短時間勤務制度の適用者を初めて出した場合であって、次の全ての要件を満たしたときに支給されます。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ていること。
- (2) 育児休業、短時間勤務制度について、労働協約または就業規則にその旨の定めをしていること。
- (3) 育児休業取得者の場合は、産後休業を含め6ヵ月以上育児休業を取得し、職場復帰後継続して6ヵ月以上雇用されていること、短時間勤務制度適用者の場合は、3歳未満の子について6ヵ月以上1日の

所定労働時間、週または月の所定労働時間または所定労働日数のいずれかを短縮する制度を利用したことなどの要件を満たしていること。

- (4) 育児休業取得者の子の誕生日まで1年以上継続して雇用していたこと。

支給額は下表のとおりで、今年4月1日以降育児休業取得者等を初めて出したときに、2人目まで支給されます。

支給申請は、受給要件を満たした日の翌日から3ヵ月以内に、「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）支給申請書」に必要な書類を添付して（財）21世紀職業財団地方事務所で行います。

	育児休業	短時間勤務	
1人目	100万円	6ヵ月以上1年以下	60万円
		1年超2年以下	80万円
		2年超	100万円
2人目	60万円	6ヵ月以上1年以下	20万円
		1年超2年以下	40万円
		2年超	60万円

## 入院時生活療養費

被保険者がケガや病気の治療を受けるため自分が選んだ保険医療機関等に入院して療養の給付を受けた時には、入院時食事療養費が支給されます。この場合、患者は入院中の食事代として1食あたり260円を負担します。

これが健康保険法の改正により、平成18年10月以降、特定長期入院被保険者（療養病床に長期にわたり入院する70歳以上の高齢者）に限り療養の給付と併せて生活療養を受けるときには、それに要した費用について、入院時生活療養費が保険給付として支給されることになりました。具体的には、特定長期入院被保険者が入院した時には食事代（通常の食材料費相当額に新たに調理コスト相当分が上乗せ）の他に住居費として水道光熱費の負担が発生します。

なお、入院医療の必要性の高い患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者）については、現行どおり食材料費相当のみの負担です。

### 一部負担金に関する特例措置が新設

災害など厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関または保険薬局（以下、保険医療機関等という）に一部負担金を支払うことが困難であると認められるときには、平成十八年十月一日以降、以下の減免等の特例措置が講じられることになりました。

… 患者は、保険医療機関等に、

その減額された一部負担金を支払えば足りません。

一部負担金の支払を免除される場合：保険医療機関等への支払は不要です。

保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が一部負担金を直接徴収し、その徴収が猶予される場合：保険医療機関等への支払は不要です。